

お取引先様各位

三井住友ファイナンス&リース株式会社

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時確認のお知らせ

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」(以下「法令」といいます)に基づき、ファイナンス・リース(※1)、金銭消費貸借、日本型オペレーティングリース事業への出資等のご契約の際に、お客様のお取引時確認をさせていただいておりますが、法令の改正により、2016年10月1日から、お取引時確認について、次の通りお取り扱いを変更させていただきます。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、法令に基づくお取引時確認ができない場合には、ご契約を行うことができなくなりますことを、予めご了承をお願いいたします。

※1 1回にお支払いいただくリース料(前払リース料を含みます。)等が税込10万円を超えるご契約の場合。

1. 主な変更点

(1) 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取り扱いの変更について

お客様等の氏名、住居(住所)、生年月日を確認させていただく際に、健康保険証等の顔写真がない本人確認資料をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や現住居の記載がある公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いいたします。

(2) お客様のお取引担当者の確認方法の変更について

ご担当者様がお客様のためにお取引を行っていることの確認について、社員証等による在籍の確認ではなく、委任状やお客様の事業所へのお電話等の方法により、確認させていただきます。

(3) 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更について

法人のお客様の実質的支配者に該当する個人の方(※2)を特定し、その方の本人特定事項(氏名、住居(住所)、生年月日)およびお客様との関係を確認させていただきます。

なお、既に実質的支配者をご申告いただいたお客様におかれましても、法改正日以降に新たにお取引される際は、新しい基準に基づいた実質的支配者(個人の方)を申告いただく必要があります。

※2 お客様の議決権の25%超を直接、または間接に保有していること等により、お客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方。

(4) 外国の政府等において重要な地位を占める方(※3)等とお取引に係る確認の追加について

① 個人事業主のお客様、または法人のお客様の実質的支配者の方が、外国の政府等において重要な地位を占める方(過去にそうであった方を含みます)に当たるか否か、またはご家族が外国の政府等において重要な地位を占める方(過去にそうであった方を含みます)に当たるか否かを確認させていただきます。

② 上記に該当するお客様につきましては、法改正日以降のお取引の際に、その都度、お取引時確認をお願いするほか、お客様によりましては、資産・収入の状況を確認させていただきます。

※3 外国の元首、日本の内閣総理大臣・国務大臣、衆参両議院の議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長、中央銀行の役員等の地位に相当する職にある方。

2. その他

(1) その他ご不明な点等がありましたら、弊社担当者までお問合せください。

(2) 法令につきましては、警察庁及びリース事業協会のホームページもご覧ください。

警察庁ホームページ：<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

リース事業協会ホームページ：<http://www.leasing.or.jp/>

以上